

平成31年度

# 林業技士受講案内

## 養成研修の受講及び資格要件審査による認定のご案内

一般社団法人 日本森林技術協会

林業技士制度は、昭和53年に発足した森林・林業に関する専門的技術者の資格認定・登録制度であり、今までに1万3千人を超える有資格者（行政、森林組合、林業事業体、コンサルタント、企業、林業関係団体等の職員）が登録され、全国各地の様々な分野で森林・林業技術指導面のリーダーとして活躍されています。

現在、国・都道府県等からの森林・林業関係の発注事業においては入札参加資格要件等で専門技術者の配置が要件とされ、林業技士が規定されている場合もあります。また、これまでの一般競争入札のほか、プロポーザル方式、総合評価落札方式が導入される中で、配置予定技術者の保有する資格や事業に係る技術提案が求められており、今後、ますます、受注側や発注側において技術提案能力や審査能力の向上が必要とされています。

このように、林業技術者については、林業の成長産業化が推進される中で必要な技術力を身につけることが欠かせないものとなっており、多くの皆様方が、林業技士養成研修や資格要件審査を受講されますよう、ご案内申し上げます。

### 林業技士制度とは

林業技士制度では、養成研修及び資格要件審査により資格認定を行なっています。

養成研修は、実際の実務に一定年数以上携わってきた方を対象とし、その経験を踏まえつつ、必要な通信研修とスクーリング研修を行ない、その上で資格認定を行う制度です。つまり、育成と資格認定を合わせて機能させようとする制度であり、研修では、これまで身につけてきた実務知識の拡充を図り、経験で不足している知識を付与するものとなっています。

また、森林土木部門及び作業道作設部門にあつては、相当の知識・技術を有する者について、資格要件審査による認定も行ないます。

林業技士の資格は、養成研修または資格要件審査を経て資格試験に合格し、登録の申請を行い、林業技士登録者名簿に登録されるとともに、林業技士登録証（技士証）の交付を受けることによって正式に付与されます。このうち森林評価部門にあつては森林評価士、作業道作設部門にあつては作業道作設士としての称号も付与されます。

なお、資格取得後も森林・林業・木材産業に係る技術・知識の研鑽を行い、林業技士としての技術・知識の維持・向上に努めて頂くことを目的として、5年ごとの登録更新制度を実施しています。

問合せ

一般社団法人 日本森林技術協会 林業技士事務局  
TEL 03-3261-6692 FAX 03-3261-5393  
Mail : jfe@jafta.or.jp

## 登録部門

登録部門ごとの目標とする技術者像と業務内容は、次の表のとおりです。

部門	目標とする技術者像	業務内容
林業経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 森林経営計画の作成ができる者（対象森林の状況に応じた目標林型や具体的な施業法等を計画できる者）</li> <li>② 対象森林の状況に応じて、木材生産作業システムの選択や収支の概算を把握し、木材生産や造林の事業実行を担える者</li> <li>③ 木材の需要等の状況に応じ、最適な採材等ができる者</li> <li>④ 安全や法令手続きを遵守指導、チェックできる者</li> </ul>	森林経営計画の作成、及び造林・木材生産事業等の調査・実行に関する実務
林業機械 (森林作業システム)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 対象森林の状況に応じて、生産性とコストに優れた最適な木材生産作業システムの選択ができ、各種林業機械を用いた木材生産の実行（作業道の作設を含む）を担える者</li> <li>② 林業機械の安全作業を指導できる者</li> </ul>	林業機械による安全で効率的な木材生産システム等に関する実務
森林土木	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 治山・林道等の調査設計、施工管理を担える者</li> <li>② 効果的な路網（林業専用道を含む林道）の計画・施工ができる者</li> <li>③ 計画・施工に当たって、生物多様性保全等に配慮できる者</li> <li>④ 安全や法令手続きを遵守指導、チェックできる者</li> </ul>	治山・林道等の調査設計及び施工管理に関する実務
森林評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 森林の売買、損失補償、相続等に関する林地・立木の評価を担える者</li> <li>② 森林の売買、評価のために境界確定、林分調査ができる者</li> <li>③ 山林素地及び山元立木価格の調査手法や、カーボンクレジットの動向等を理解している者</li> </ul>	森林（林地・立木）の価格評価等に関する実務
森林環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 希少野生生物の保護・管理のための森林調査を担える者</li> <li>② 森林生態系の推移を把握するためのモニタリング調査を担える者</li> <li>③ 環境影響評価の実務を担える者</li> <li>④ 自然環境保全のための法制度を理解している者</li> </ul>	生物多様性保全等のための森林管理、モニタリング調査、環境影響評価等に関する実務
林産	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 川上の林業関係者にとっては、木材の需要（使われ方）の把握、分析ができ、最適な採材や販売、供給先の確保に対応できる者</li> <li>② 川上を含む木材産業関係者にとっては、木材産業関連の基礎知識、技術、動向を総合的に理解し、木材産業の運営を担いうる者</li> </ul>	木材流通・加工・利用等に関する実務
森林総合監理	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 世界的な流れである持続可能な森林管理について造詣が深く、各種の森林の管理経営を助言、指導できる者</li> <li>② 地域森林計画・市町村森林整備計画・森林経営計画等の森林計画の作成等を助言、指導できる者</li> <li>③ 森林認証等の実務ができる者</li> </ul>	持続可能な森林の管理経営、森林計画の作成、森林認証等森林の総合的監理に関する実務(助言、指導を含む)
作業道作設	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 対象森林の状況に応じて木材生産作業システムの選択ができ、地形・地質等の条件に応じ適切に作業道の路線選定及び作設ができる者</li> <li>② 木材生産等の事業実行を担える者</li> </ul>	作業道の作設に関する実務

# 林業技士（森林評価士、作業道作設士を含む）の資格を得るまで

## I. 林業技士養成研修

- 養成研修の申し込み  
(5月1日～6月30日)
- 受講資格

(林業経営、林業機械、森林土木、森林評価、森林環境及び林産の各部門)	(森林総合監理部門)
・ 受講希望部門の実務経験が14年以上の者(但し、大学や短期大学、林業関係学科の卒業生は短縮)	・ 実務経験20年以上、うち指導的業務10年以上の者 ・ 林業経営部門を含む2部門以上の有資格者 ・ 実務経験10年以上の技術士、博士号取得者、林業普及指導員

応募者へレポート課題、テキストを発送  
(7月中旬)

- 通信研修
  - ・ 研修教科：4～6科目(自主学習)
  - ・ 研修期間：8月1日～9月30日

通信研修レポート審査  
(合格者)

- スクーリング研修
  - ・ 受講資格：通信研修合格者(前年度受講延期者を含む)
  - ・ 研修期間：4日間、5日間(10月下旬～12月下旬)  
最終日午後に筆記試験
  - ・ 研修場所：東京都内

スクーリング成績評価

森林系技術者養成事業運営委員会(合格者の決定)(2月中旬)

登録申請(3月1日～3月31日)

林業技士資格認定者の登録、登録証の交付(林業技士等の称号の付与)

## II. 資格要件審査

- 資格要件審査の申し込み  
(7月1日～8月31日)
- 申請要件

(森林土木部門)	(作業道作設部門)
・ 1級土木施工管理技士で、7年以上の森林土木実務経験者	・ 「林業経営」部門の有資格者若しくは「森林作業道作設オペレーター育成対策事業」の指導者研修の受講者であって、作業道作設の実務経験が5年以上あり、おおむね20km以上の作設経験を有する者。ただし、指導者研修受講者にあつては、林業技士養成研修の受講資格と同等の実務経験年数が必要

<森林土木部門>

<作業道作設部門>

レポート課題、テキストを発送  
(9月中旬)

テキストを発送  
(9月中旬)

- レポートの作成・提出
  - ・ 審査教科：5科目
  - ・ 提出期間：10月1日～11月10日

- 筆記試験
  - ・ 試験教科：3科目
  - ・ 筆記試験：1日間(11月11日)
  - ・ 場所：東京都内

レポート・筆記試験審査

# I 養成研修

## 1 目的

林業技士養成研修は、林業技士となるのに必要な知識・技術を体系的・総合的に習得させるとともに、その受講成績により林業技士の登録資格を判定することを目的として行います。

## 2 研修内容

- (1) 通信研修 平成31年8月1日から9月30日までの2ヶ月間
- (2) スクーリング研修 平成31年10月から12月のうち4日間（但し、林業経営部門は5日間）

## 3 実施部門

- (1) 林業経営、林業機械、森林土木、森林評価、森林環境、林産及び森林総合監理の7部門を実施する予定です。
- (2) 各部門の研修カリキュラム（教科内容）は、おおむね以下のとおりです。

部門	教科内容
林業経営	①森林管理 ②森林造成 ③生産技術 ④間伐技術 ⑤労働安全衛生 ⑥森林計画の実際 ⑦保安林制度 ⑧集約化施業の実際 ⑨木材加工流通 ⑩森林測量
林業機械 (森林作業システム)	①林業機械化総論 ②架線集材 ③機械化作業システム ④労働安全衛生 ⑤作業道作設
森林土木	①林道技術 ②治山技術 ③森林土木における地質と地形 ④保安林制度 ⑤労働安全衛生 ⑥作業システムと路網計画 ⑦生物多様性保全と森林土木
森林評価	①林地評価（基準と実務） ②立木評価 ③林業税制 ④森林測定 ⑤森林の新しい経済的価値 ⑥境界確定
森林環境	①森林生態系と森林管理 ②生物多様性保全（動物） ③生物多様性保全（植物） ④森林景観評価 ⑤環境関係法規 ⑥環境影響評価実務
林産	①木質複合材料 ②製材技術 ③木材乾燥技術 ④木材保存 ⑤木構造利用 ⑥チップ・紙パルプ ⑦木材流通 ⑧木質バイオマス利用
森林総合監理	①持続可能な森林管理 ②森林認証問題 ③森林計画の実際 ④森林・林業の国際動向 ⑤作業システムと路網計画 ⑥集約化施業の実際 ⑦新しい森林の価値 ⑧森林情報のIT化

## 4 受講資格

- (1) 3の実施部門のうち森林総合監理部門を除く他の部門の受講資格は、受講しようとする部門の業務に従事した期間（断続した期間については、各々を通算した期間とし、満18歳未満の期間は除く。）（以下「経験年数」という。）が、次表の経験年数以上に達する者としてします。

学 歴	経験年数	
	林業関係学科卒業後	林業関係学科以外卒業後
大学院	5年以上	10年以上
大学	7年以上	10年以上
短期大学	10年以上	12年以上
林野庁研修規程による養成研修専攻科	10年以上	—
高等学校	12年以上	14年以上
その他	14年以上	

なお、上記の「林業関係学科」とは、「林業若しくは関連学科に関する正規の課程」をいい、受講する部門が森林土木である者については、「土木工学に関する正規の課程」と読み替えることができます。また、森林環境部門については、3の教科内容に対応する森林・林業における環境業務一般に従事した期間の算入を認めることとします。

(2) 森林総合監理部門の受講資格は、次のいずれかに該当する者としてします。

- ① 森林計画の策定や実行など各種森林の管理経営の業務に関して指導的立場での経験年数が10年以上で、これを含め実務経験が20年以上の者
- ② 森林計画の策定や実行など各種森林の管理経営の業務に関して実務経験が10年以上で、林業技士の「林業経営部門」に加え「他部門」の資格を併せて有している者
- ③ 森林計画の策定や実行など各種森林の管理経営の業務に関して実務経験が10年以上で、技術士（林業部門）、博士号取得者、林業普及指導員（林業専門技術員を含む）のいずれかの資格を有している者

## 5 応募定数

受講募集の定数は、各部門とも先着おおむね150名とし、**定数に達し次第締め切ります**。また、各部門とも受講希望者が少数（おおむね15名未満）の場合は、翌年度以降に延期することがありますのであらかじめご了承ください。

## 6 申込み期間

平成31年5月1日（水）～6月30日（日） 締切日の消印有効  
締切日を過ぎたものは受理しませんのでご注意ください。

## 7 受講の申込み

(1) 申込先

〒102-0085 東京都千代田区六番町7  
一般社団法人 日本森林技術協会 林業技士事務局

\* 受講申込書および募集案内は、当協会ホームページ（<http://www.jafta.or.jp>）からダウンロードできます。また、資料請求される場合は140円の切手を貼付した送付先記入の返信用定形封筒（角2号 24×33.2cm）を同封のうえ請求してください。

## (2) 提出書類

- ア 林業技士養成研修受講申込書（様式1-1）  
※但し、森林総合監理部門にあつては（様式1-2）
- イ 卒業（修了）証書写又は卒業（修了）証明書写  
但し、4の表の経験年数の規定に該当し、その経験年数が14年未満の者に限る（14年以上の者は不要）。
- ウ 写 真  
6ヶ月以内に撮影した縦4cm、横3cm、上半身正面無帽のものを、受講申込書の右上隅に糊付けしてください。
- エ 受講料、テキスト代の払込済票写（申込書裏面の所定の位置に糊付けしてください。）

- \* 受理された書類・添付物はお返しできません。振込票など必要に応じてコピーをお送りください。
- \* 書類に不備のある場合、受付されず返送する場合や再提出をお願いする場合がありますので日程に余裕をもってお送りください。

## (3) 受講料の振込

- ア 受講料（消費税込）  
（ア）**通信研修 32,400円+テキスト代**

- \* 受講申込みと同時に、通信研修分の受講料とテキスト代を銀行又は郵便振替により納入してください。また、一旦納入された受講料は、当協会の責任により研修を受けることができなかった場合を除き返還しませんのでご承知おきください。

- （イ）**スクーリング研修 27,000円（但し、林業経営部門については33,700円）**

- \* スクーリング研修分の受講料は通信研修終了後、スクーリング研修受講の案内通知が送付された後に納入してください。

## イ 受講料等の振込先

- ・ 銀行：三菱UFJ銀行 麹町中央支店  
口座名 一般社団法人日本森林技術協会 口座番号（普）0023886
- ・ 郵便振替：  
加入者名 一般社団法人日本森林技術協会 振替口座番号 00130-8-60448

- \* 複数名を一括して振込む場合や、会社名で振込む場合は、申込書を一括送付してください。

## (4) テキスト

### ① 必須テキスト

原則として一般社団法人日本森林技術協会制作のオリジナルテキストを使用しますが、担当講師の要望などにより市販図書を必須テキストとして使用しますので購入してください。図書代金は受講料納入時に併せて納入してください。なお、既にこの図書を所持しているなど購入不要の場合は、購入しない図書名を林業技士養成研修受講申込書（様式1-1、1-2）の余白に記入して、その分を控除した金額を納入してください。また、図書の中には予定価格のものもありますので、変更があれば後日精算いたします。

特価は、養成研修受講者のみの割引価格です。

部 門	図 書 名	出 版 社	単 価
林 業 経 営	① 林業がつくる日本の森林	築地書館	1,944
	② フリーソフトでここまでできる / 実践林業GIS	全国林業改良普及協会	4,320
	③ 林業労働安全	日本森林技術協会	(特価) 1,000
	④ 間伐の理論と実際	〃	(〃) 1,000
	⑤ 森林計画制度の概要	〃	(〃) 1,000
	⑥ 森林造成	〃	(〃) 1,000
	⑦ 生産技術	〃	(〃) 1,000
	⑧ 保安林制度	〃	(〃) 1,000
	計		<b>12,264</b>
林 業 機 械 (森林作業システム)	① 機械化のマネージメント	全国林業改良普及協会	5,184
	② 実践経営を拓く 林業生産技術ゼミナール	〃	3,888
	③ 森林作業道づくり	フォレスト・サーベイ	2,160
	④ 高度架線技能者技術マニュアル	〃	4,320
	⑤ 林業機械化総論	日本森林技術協会	(特価) 1,000
	⑥ 林業労働安全衛生	〃	(〃) 1,000
計		<b>17,552</b>	
森 林 土 木	① 治山技術基準解説総則・山地治山編	日本治山治水協会	4,968
	② 道づくり技術の実践ルール	全国林業改良普及協会	2,484
	③ 森林作業道づくり	フォレスト・サーベイ	2,160
	④ 森林土木における労働安全	日本森林技術協会	(特価) 1,000
	⑤ 林道技術	〃	(〃) 1,000
	⑥ 森林土木における応用地形・地質学	〃	(〃) 1,000
	⑦ 保安林制度	〃	(〃) 1,000
	⑧ 生物多様性保全と森林土木	〃	(〃) 1,000
計		<b>14,612</b>	
森 林 評 価	① 林業関係税制ガイドブック	日本林業経営者協会	1,700
	② いざ実践! 森林境界明確化 問題のとらえ方と解決の仕方	全国林業改良普及協会	2,376
	③ 立木評価	日本森林技術協会	(特価) 1,000
	④ 林地評価	〃	(〃) 1,000
	⑤ 森林測定	〃	(〃) 1,000
計		<b>7,076</b>	
森 林 環 境	① 図説 日本の植生(改訂)	朝倉書店	5,184
	② 森林生態系と森林管理	日本森林技術協会	(特価) 1,000
	③ 自然環境関係法規の概要	〃	(〃) 1,000
	④ 森林景観評価	〃	(〃) 1,000
	⑤ 生物多様性保全(動物)	〃	(〃) 500
	⑥ 環境影響評価	〃	(〃) 1,000
計		<b>9,684</b>	
林 産	① 木材保存学入門	日本木材保存協会	5,400
	② 木質複合材料	日本森林技術協会	(特価) 1,000
	③ 製材技術	〃	(〃) 1,000
	④ 木材乾燥技術	〃	(〃) 1,000
	⑤ 木構造利用	〃	(〃) 500
計		<b>8,900</b>	
森 林 総 合 監 理	① 林業がつくる日本の森林	築地書館	1,944
	② 森林・林業の国際動向	石塚 和裕	700
	③ 森林認証問題	日本森林技術協会	(特価) 1,000
	④ 森林計画制度の概要	〃	(〃) 1,000
	⑤ 森林GIS部門(1級、2級)講義編	〃	(〃) 1,000
計		<b>5,644</b>	

(注1) 次の図書は昨年度からの新規テキストです。  
「高度架線技能者技術マニュアル」(林業機械部門)  
「道づくり技術の実践マニュアル」(森林土木部門)

(注2) 次の図書は一部改訂される予定の図書です。  
「間伐の理論と実際」、「森林計画制度の概要」、「保安林制度」、「林業労働安全衛生」、「森林土木における労働安全」、  
「林地評価」、「森林生態系と森林管理」、「自然環境関係法規の概要」、「森林景観評価」、「環境影響評価」、「森林・  
林業の国際動向」、「森林認証問題」

## ② 推薦テキスト

次の市販図書は、推薦テキストです。必ずしも、講義で使用する訳ではありませんが、ご関心のある方は、ご自身で購入してください。

部門	図書名	出版社	単価
林業経営	実践マニュアル 提案型集約化施業と経営	全国林業改良普及協会	2,376
	いざ実践！ 森林境界明確化 問題のとらえ方と解決の仕方	〃	2,376
森林土木	林道規程～運用と解説～	日本林道協会	4,320
	林道必携技術編	〃	4,320
	実践経営を拓く、林業生産技術ゼミナール	全国林業普及協会	3,888
	森林飽和～国土の変貌を考える～	NHK出版	1,188
森林環境	ニューフォレスターズ・ガイド「林業入門」	全国林業改良普及協会	4,320
森林総合監理	実践マニュアル 提案型集約化施業と経営	全国林業改良普及協会	2,376
	実践経営を拓く 林業生産技術ゼミナール	〃	3,888
	森林作業道づくり	フォレスト・サーベイ	2,160
	社会基盤・環境のためのGIS	朝倉書店	4,104
	森林科学	文永堂出版	5,184

(注) 森林総合監理部門の「森林作業道づくり」は、フォレスト・サーベイが研修教材として作成したテキストであり、一般の市販図書としては扱っていません(受講生が、ご自身で個別に購入することはできません)。この図書については、当協会でも取り扱いができません。

\* このテキストを購入希望される方は、そのテキスト名を林業技士養成研修受講申込書(様式1-2)の余白に記入のうえ、その金額も合せた額を納入してください。

## 8 研修の日程

養成研修は以下のとおり実施しますが、テキストおよび通信研修レポート課題については、7月中旬に各受講者に送付します。

### (1) 通信研修の開始

平成31年8月1日から研修を開始します。

### (2) レポート提出期限

通信研修レポートの提出は、原則3回(第1回8月20日締切、第2回9月10日締切、第3回9月30日締切)で期限厳守とします。もし遅延した場合や類似レポートの場合は減点や失格となりますのでご注意ください。

### (3) スクーリング研修

通信研修の成績が所定の基準に達した者は、下記日程(予定)により東京都内でスクーリング研修を行います。スクーリングの詳細は受講該当者に別途通知しますが、スクーリング最終日に筆記試験を行います。

部 門	期 間	会 場
林 産	平成31年10月29日（火）～11月1日（金）	東京都内
森林総合監理	平成31年11月5日（火）～11月8日（金）	〃
林業機械	平成31年11月12日（火）～11月15日（金）	〃
森林評価	平成31年11月19日（火）～11月22日（金）	〃
森林環境	平成31年11月26日（火）～11月29日（金）	〃
森林土木	平成31年12月3日（火）～12月6日（金）	〃
林業経営	平成31年12月9日（月）～12月13日（金）	〃

## 9 研修修了の認定

研修修了の認定（合否判定）は、スクーリング研修の修了試験の成績をもとに森林系技術者養成事業運営委員会において審査し、平成32年2月中・下旬に、認定結果を文書で通知します。

- \* 養成研修の修了認定は、通信研修におけるレポート審査及びスクーリング研修における試験において、それぞれ、全科目の平均点が60%以上の得点を修めること。また、この場合であって、原則として得点が40%未満の科目が1科目以上ある場合には、修了認定されません。  
また、森林総合監理部門の終了認定については、各科目の各々が60%以上の得点を修めることとし、1科目でも60%未満の科目がある場合には修了認定されません。  
なお、通信研修レポートについて、その提出が遅延した場合や他の者と類似している場合、あるいは、スクーリング研修を欠席した場合は、減点や失格となります。

## II 資格要件審査による認定（森林土木部門、作業道作設部門）

### 1 目的

資格要件審査は、「森林土木」部門にあつては設問に対するレポートの提出及び内容審査を、「作業道作設」部門にあつては筆記試験による審査を行ない、林業技士の登録資格を判定することを目的として行ないます。

### 2 申請資格

- (1) 「森林土木」部門  
森林土木部門の申請資格は、「1級土木施工管理技士であつて森林土木に関する業務の実務経験を7年以上有する者」とします。
- (2) 「作業道作設」部門  
作業道作設部門の申請資格は、次のいずれかに該当する者であつて、作業道の作設に関する業務の実務経験が5年以上あり、おおむね20km以上の作設経験を有する者、とします。
  - ① 「林業経営」部門の有資格者
  - ② 「森林作業道作設オペレーター育成対策事業」（林野庁補助事業）の指導者研修の受講者（平成22年度上級・中級研修及び平成23～25年度指導者研修の修了者）であつて、林業技士養成研修の受講資格である次の表の経験年数と同等の森林・林業関係の経験年数を有する者

学 歴	経験年数	
	林業関係学科卒業後	林業関係学科以外卒業後
大学院	5年以上	10年以上
大学	7年以上	10年以上
短期大学	10年以上	12年以上
林野庁研修規程による養成研修専攻科	10年以上	—
高等学校	12年以上	14年以上
その他	14年以上	

### 3 資格要件の審査

- (1) 「森林土木」部門  
登録を受けようとする森林土木部門について、Ⅱの5の(1)の科目に係るレポートを提出していただきます。
- (2) 「作業道作設」部門  
登録を受けようとする作業道作設部門について、Ⅱの6の(1)の科目に係る筆記試験を受けていただきます。

### 4 申込み期間

平成31年7月1日(月)～8月31日(土) 締切日の消印有効  
締切日を過ぎたものは受理しませんのでご注意ください。

\* 書類に不備のある場合、受付されず返送する場合や再提出をお願いする場合がありますので日程に余裕をもってお送りください。

### 5 レポートの提出(「森林土木」部門)

- (1) レポート提出科目  
①林道技術、②治山技術、③保安林制度、④労働安全衛生、⑤作業システムと路網計画の5科目です。
- (2) テキスト  
レポート作成に参考となるテキストです。

図 書 名	出 版 社	単 価
① 治山技術基準解説総則・山地治山編	日本治山治水協会	4,968
② 実践経営を拓く 林業生産技術ゼミナール	全国林業改良普及協会	3,888
③ 森林土木における労働安全	日本森林技術協会	2,500
④ 林道技術	〃	3,800
⑤ 保安林制度	〃	2,500
計		17,656

(3) テキスト及びレポート課題は、申請締切後9月中旬に各申請者に送付します。

\* 既にこの図書を所持しているなど購入不要の場合は、購入しない図書名を林業技士登録資格認定申請書（様式2-1）の余白に記入して、その分を控除した金額と審査手数料を合せた額を納入してください。

(4) レポート提出期限

レポートの提出期限は、平成31年11月10日（日）で期限厳守とします。もし遅延した場合や類似レポートの場合は減点や失格となりますのでご注意ください。

## 6 筆記試験（「作業道作設」部門）

(1) 筆記試験科目

①森林施業と作業システム、②作業道の路線選定、③作業道の作設の3科目です。

(2) テキスト

作業道作設に係る参考テキストです。

図 書 名	出 版 社	単 価
① 実践経営を拓く 林業生産技術ゼミナール	全国林業改良普及協会	3,888
② 作業道 路網計画とルート選定	〃	3,456
③ 作業道ゼミナール 基本技術とプロの技	〃	3,780
④ 写真図解 作業道づくり	〃	2,700
⑤ 図解これならできる山を育てる道づくり	農山漁村文化協会	2,006
⑥ 森林作業道づくり	フォレスト・サーベイ	2,160

(注) 「⑥森林作業道づくり」は、フォレスト・サーベイが研修教材として作成したテキストであり、一般の市販図書としては扱っていません（受講生が、ご自身で個別に購入することはできません）。

(3) 参考テキストのうち、「⑥森林作業道づくり」については、当協会でも取り扱いができます。

\* このテキストを購入希望される方は、そのテキスト名を林業技士登録資格認定申請書（様式2-2）の余白に記入のうえ、その金額と審査手数料を合せた額を納入してください。購入希望のテキストは、申請締切後9月中旬に各申請者に送付します。  
\* その他の図書を入手したい方は、ご自身で購入してください。

(4) 筆記試験は、11月11日（月）、1日間、東京都内で行ないます。

\* テキスト等の持ち込みはできません。

## 7 資格要件審査の申込み

(1) 申込先

養成研修受講申込みの場合と同様です（5ページ）。

(2) 提出書類

ア 林業技士登録資格認定申請書（森林土木部門は様式2-1、作業道作設部門は様式2-2）  
（I.養成研修とは異なります。ご注意ください。）

※ 「森林土木」部門について：

業務経歴欄には担当した森林土木の工事名、工事期間（従事期間）、発注者を略記してください。森林土木に関する業務には、林道・治山工事の調査設計、施工管理のほか、作業道作設、砂防工事等を含みます。実務経歴年数は、延べ84ヶ月をもって7年と計算しますが同一月に複数の工事に従事した場合はそれらを合わせて1ヶ月とします。経歴年数の起算は就職年次とし、以降の該当する実務歴を通算します。なお、上記1の実務経歴7年以上とあるのは1級土木施工管理技士認定後7年ではなく、申請時における森林土木に関する実務経歴ですのでご注意ください。

（年・月数の計算違いや森林土木以外の工事名記載などにより、再提出をお願いするケースが増えておりますのでご注意ください。詳しくは林業技士事務局へお問い合わせください。）

※ 「作業道作設」部門について：

作業道作設の実務経歴欄には担当した作業道作設の工事名、工事期間（従事期間）、作設延長、発注者を略記してください。作業道作設に関する業務は、当該業務のみとし、林道・治山等の工事は含みません。作業道作設の実務経歴年数は5年以上、作設延長はおおむね20km以上とします。

また、担当した作業道の一つ挙げて、その工事名や施工内容を記入した添付資料「担当した作業道と施工内容」（写真を含む）を添付し、提出して下さい。

記載項目は、「①幅員等、②縦断勾配、曲線半径、③切土、盛土、④排水、⑤その他」とし、項目ごとに「崩れにくい道づくりのため、貴方が実際に施工した内容と注意したポイント」を記述して下さい（写真を添付のこと）。

イ 「森林土木」部門

- ・ 1級技術検定合格証明書写

「作業道作設」部門

- ・ 「指導者研修」の受講者に該当する場合、その受講状況を確認できる資料（例：指導者研修の修了証の写し、研修資料（名称、主催者、カリキュラム等研修コースがわかる資料）、受講者名簿等）

ウ 写 真

養成研修受講申込みの場合と同様です。

エ 資格要件審査手数料、テキスト代の払込済票写（申請書裏面の所定の位置に糊付けしてください。）

(3) 資格要件審査手数料等の振込

ア 資格要件審査手数料（消費税込）等

- ・ 資格要件審査手数料 32,400円
- ・ テキスト代 所要代金

\* 資格要件審査の申込みと同時に、資格要件審査手数料とテキスト代を銀行又は郵便振替により納入してください。また、一旦納入された資格要件審査手数料は、当協会の責任により審査を受けることができなかった場合を除き返還しませんのでご承知おきください。

イ 資格要件審査手数料等の振込先

養成研修受講申込みの場合と同様です（6ページ）。

## 8 登録資格の認定

登録資格の認定（合否判定）は、レポート審査または筆記試験の成績をもとに森林系技術者養成事業運営委員会において審査し、平成32年2月中・下旬に、認定結果を文書で通知します。

※ 登録資格の認定（養成研修修了相当の認定）は、養成研修の修了認定と同様です。

## Ⅲ 林業技士の登録

林業技士の資格は、一般社団法人日本森林技術協会理事長の定める林業技士登録者名簿に林業技士の登録をすることによって、正式に付与されます。登録者名簿は、常時縦覧に供するほか、毎年度関係機関へ送達・公表します。

また、資格取得後も森林・林業・木材産業に係る技術・知識の研鑽を行い、林業技士としての技術・知識の維持・向上に努めて頂くことを目的として、平成19年度から5年ごとの登録更新を行っています。

### 1 新規登録の要件

登録を受けることができるのは、次のいずれかに該当する者として。

- (1) 登録を受けようとする部門について、森林系技術者養成事業運営委員会において、養成研修修了の審査に合格しその旨の通知を受けた者
- (2) 登録を受けようとする森林土木部門または作業道作設部門について、森林系技術者養成事業運営委員会において、Ⅱの3の資格要件審査に合格し、養成研修修了相当と認定されその旨の通知を受けた者

### 2 新規登録の受付期間

登録の受付期間は、平成32年3月1日から平成32年3月31日までの1ヶ月間とし、この期間に申請しなかった場合は翌年の受付となります。

(但し、合格及び登録の有効期間は、合格年度を基準として翌年度から5年間であり、登録を受けることができるのは資格試験に合格後5年で、これを過ぎると無効になります。例えば、翌年度の受付となった場合は有効期間が4年となります。)

### 3 登録の申請

林業技士の登録を受けようとする者は、「林業技士新規登録申請書」(様式3)に新規登録手数料(21,600円)払込済票写、登録証明用写真(2枚)及び住民票または運転免許証のコピーを添えて申請してください。

### 4 登録手数料(消費税込)

登録の申請と同時に新規登録手数料21,600円を納入してください。  
新規登録手数料の振込先は、養成研修受講申込みの場合と同様です。

### 5 登録証の交付

登録者には、一般社団法人日本森林技術協会理事長名をもって林業技士登録証(技士証)を交付します。登録証の有効期間は、合格年度を基準として、翌年4月1日から5年間です。

## 6 登録更新

登録を継続するには、登録有効期間の最終年度において、登録証の有効期限までに登録更新の申請を行う必要があります。

登録更新ができる者は、登録証の有効期限内において、次の基準により森林・林業・木材産業関係の技術、知識の研鑽を一定の点数又は一定のCPD（技術者継続教育）時間以上実施した者としてします。

登録証の有効期限までに登録更新を行うと、登録者名簿に再登録され、登録は5年間延長されます。また、林業技士登録更新証及び携帯登録証（技士証）が交付されます。

○ 登録更新の基準は次のとおりです。

(1) 点数により自己研鑽の証明を行おうとする場合

自己申告による下表の配点基準とし、更新直前の5年間の技術研鑽の総取得点数は30点以上とします。

表 技術研鑽区分と配点基準

技術研鑽区分	内容	配点基準	
		単位	配点
1 研修会等への参加	森林・林業・木材産業関係の協会（学術団体、公益法人を含む。）、大学、国・地方自治体、技術士会、民間団体等（以下「林業関係団体」という。）が開催する研修会、講習会、研究会等に参加した場合	1件	1点
2 論文等の発表	① 林業関係団体が発行する学術誌、技術誌等への論文、報告分等の発表 ② 林業関係団体が開催する技術発表会、講演会、研究会、シンポジウム等での口頭発表	1件	3点
3 職場内研修	① 職場内で開催される研修会等への参加	1件	1点
	② 職場内で開催される研修会等の講師、指導者	1件	3点
4 技術指導	① 林業関係団体が開催する研修会、シンポジウム、見学会等の講師、意見提供者、説明者等 ② 林業関係団体の要請による技術検討委員会、研究会、審査会等への委員、試験委員、審査委員等としての参加	1件	3点
5 自己学習	JAFEEに認定された通信教育教材（注）の定期購読による自己学習	1件 （年間）	3点

注 通信教育教材は、JAFEEのHPによると、「森林科学」、「森林技術」、「フォレストコンサル」、「林業技士会ニュース」などとされています。変更または更新される場合がありますのでご自身でご確認下さい。

(2) CPD時間で技術研鑽の証明を行おうとする場合

JAFEE（森林・自然環境技術者教育会）等のCPD区分によることとし、更新直前5年間の総CPD取得時間は100CPD時間以上とします。

## IV 森林系技術者養成事業運営委員会

森林系技術者の養成・確保に係る事業の円滑・適正な運営を期するため、本協会に学識経験者等からなる「森林系技術者養成事業運営委員会」を設置し、林業技士の資格認定などを行なっています。



